

生駒市規則第 2 1 号

生駒市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

生駒市建築基準法施行細則（平成 1 1 年 4 月生駒市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「省令」という。）」の次に「並びに建築基準法施行条例（昭和 4 2 年奈良県条例第 1 号。以下「県条例」という。）」を加える。

第 3 条第 1 項中「第 8 7 条の 2」を「第 8 7 条の 4」に、「該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる図書及び書類」を「該当する場合は、工場及び危険物調書（様式第 1 号）」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 建築物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである
場合
- (2) 工作物が政令第 1 3 8 条第 4 項第 1 号又は第 5 号に掲げるものである場
合

第 4 条の見出しを「（省令第 1 0 条の 4 第 1 項等の規定により市長が規則で定める図書又は書面）」に改め、同条第 1 項中「の規定により、許可申請書に添付する図書又は書面として市長が定めるもの」を「又は第 1 0 条の 4 の 2 第 1 項の規定により市長が規則で定める図書又は書面」に、「掲げるもの」を「掲げる図面」に改め、同項第 1 号中「方位」を「縮尺、方位」に、「、目標」を「及び目標」に改め、同項第 2 号中「高低差」の次に「、隣接建築物の用途、構造及び配置」を加え、同項第 3 号中「、防火戸の位置及び各室の用途、壁及び開口部の位置並びに主要部分の寸法」を「並びに各室の用途、構造及び配置」に改め、同項

第5号中「、建築物の高さ並びに内壁及び天井の仕上材料」を「並びに建築物の高さ」に改め、同項第6号を削り、同条第2項中「、許可申請書に添付する図書又は書面として市長が定めるものは、前項の規定を準用する」を「市長が規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図面とする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 付近見取図（縮尺、方位、道路及び目標となる地物等を明示したもの）
- (2) 配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が政令第138条第4項第2号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）並びに敷地に接する道路の位置及び幅員等を明示したもの）
- (3) 平面図又は横断面図（縮尺及び主要部分の寸法等を明示したもの）
- (4) 側面図又は横断面図（縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法等を明示したもの）

第4条に次の1項を加える。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項に規定する図面のほか、必要な図書又は書面の提出を求めることができる。

第7条第2号中「とき。」を「とき」に改め、「1級建築士免許証」の次に「若しくは1級建築士免許証明書」を、「2級建築士免許証」の次に「若しくは2級建築士免許証明書」を、「木造建築士免許証」の次に「若しくは木造建築士免許証明書」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 建築物が建築士法（昭和25年法律第202号）第20条の2又は第20条の3の適用を受ける場合において、設計者に係る変更をした場合であって当該設計者が構造設計1級建築士又は設備設計1級建築士であるとき 構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の写し

第 13 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改め、同条第 3 項中「により市長が」の次に「建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため必要があると認めて」を加え、「建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため市長が必要があると認める図書」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第 5 項とする。

- (1) 付近見取図（縮尺、方位、道路及び目標となる地物等を明示したもの）
- (2) 前号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

第 13 条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号）第 2 の規定により市長が付加する定期調査の項目、方法及び結果の判定基準は、別表第 2 のとおりとする。ただし、法第 12 条第 3 項の規定により検査する特定建築設備等（昇降機を除く。）を設ける建築物については、適用しない。

4 第 1 項の報告は、省令第 5 条第 3 項本文の書類に、同項ただし書の規定により市長が定める調査結果表（様式第 7 号の 2）を添えて行うものとする。

第 14 条第 2 項中「別表」を「別表第 1」に改め、同条第 4 項中「により市長が」の次に「建築物設備等の状況を把握するため必要があると認めて」を加え、「建築設備等の状況を把握するため市長が必要があると認める図書」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 昇降機等を廃止し、又は休止した場合にあっては、その状況を記載した書面
- (2) 前号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

第 15 条第 1 号から第 3 号までの規定中「別表」を「別表第 1 の」に改める。

第 18 条を削り、第 19 条を第 18 条とする。

第 20 条の見出しを「（政令第 86 条の規定により市長が規則で定める数値）」に改め、同条中「、垂直積雪量として市長が」を「市長が規則で」に改め、同条を第 19 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（県条例第 8 条第 3 項第 2 号等の規定による認定の申請）

第 20 条 建築主は、県条例第 8 条第 3 項第 2 号、第 11 条第 2 項第 2 号、第 19 条の 2 又は第 19 条の 3 第 2 項第 2 号の規定による認定を受けようとするときは、認定申請書（様式第 10 号）の正副 2 通に、それぞれ次に掲げる図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図（縮尺、方位、道路及び目標となる地物等を明示したもの）
- (2) 配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに敷地と道路及び隣地との高低等を明示したもの）
- (3) 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法及び構造等を明示したもの）
- (4) 2 面以上の立面図（縮尺及び開口部の位置等を明示したもの）
- (5) 2 面以上の断面図（縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに建築物の高さ等を明示したもの）

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する図面のほか、必要な図書又は書面の提出を求めることができる。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 13 条関係）

	(ア)調査項目		(イ)調査方法	(ウ)判定基準
1	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）（各階の主要なもの	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があるこ

	に限る。)			と。
2		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
3		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
4		固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が解放状態に固定されていること。
5	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉(各階の主要なものに限る。)	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、各階の主要な常閉防火扉について、3年以内に実施した点検の記録がある場合においては、当該記録により確認することをもって足りる。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2563号)第1第1号又は第2号イの規定に適合しないこと。
6	照明器具、懸垂物等	防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視等により確認する。	防火設備又は戸の閉鎖に支障があること。
7	居室の採光及び換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
8		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
9	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。

10	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
11	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
12	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動の状況及び点灯時間を確認する。ただし、自動検査機能を有するものにあつては、自動検査機能による検査終了後における表示等により確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。
13		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号(第3条関係)

工 場 及 び 危 険 物 調 書

工場 関 係 事 項	業 種		作 業 場 床 面 積					
			申 請 分 部 分	m ²	申 請 以 外 の 部 分	m ²	合 計	m ²
	原 料 名		一 日 の 処 理 量	製 品 名			一 日 の 生 産 量	
	機 械 の 種 類		機 械 台 数			原動機の出 力 (KW)		
			新(増)設	既 設	計	新(増)設	既 設	計
	合 計							
作 業 方 法								
危 険 物 関 係 事 項		種 類	用 途	最 大 貯 蔵 量		最 大 処 理 量		
	申 請 分 部 分							
	申 請 以 外 の 部 分							
	合 計							
参 考 事 項								

- (注) 1 業種欄は、工場の業態がわかるように記入してください。(例 合成樹脂型加工工場)
- 2 原料名欄は、工場に搬入される原料の品名を記入してください。
- 3 作業方法欄は、作業行程の順に従って具体的に記入してください。また、外注部品は、その旨を明記してください。
- 4 参考事項欄は、工場にあっては、創立年月日、略歴、過去の確認若しくは許可及び工員数を記入してください。

様式第 2 号中「当該免許証」の次に「、免許証明書又は建築士証」を加える。

様式第 7 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第7号の2（第13条関係）

以下に該当する場合は□にチェックを入れてください。

□申請建築物の建築設備について、本報告と同年度に建築基準法第12条第3項に基づく点検を行い、特定行政庁に報告をします。→下表（6）から（13）についての記入は不要です。

□申請建築物の防火設備について、本報告と同年度に建築基準法第12条第3項に基づく点検を行い、特定行政庁に報告をします。→下表（1）から（5）についての記入は不要です。

調査結果表

当該調査に関与した調査者		氏名	調査者番号
	代表となる調査者		
	その他の調査者		

番号	調査項目	対象外項目	調査結果			担当調査者番号
			指摘なし	要是正	既 存 不適格	
(1)	常閉防火扉（各階の主要なものに限る。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況				
(2)		扉の取付けの状況				
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)		固定の状況				
(5)	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉（各階の主要なものに限る。）	作動の状況				
(6)	照明器具、懸垂物等	防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況				
(7)	居室の採光及び換気	換気設備の作動の状況				
(8)		換気の妨げとなる物品の放置の状況				
(9)	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況				
(10)	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況				
(11)	排煙設備	排煙設備の作動の状況				
(12)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況				
(13)		照明の妨げとなる物品の放置の状況				

特記事項				
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

（注意）

- ①この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ②記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は記入不要です。
- ④該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「調査結果」欄及び「担当調査者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑤「調査結果」欄は、生駒市建築基準法施行細則（以下「細則」という。）別表第2（ア）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、細則別表第2表（ア）欄に掲げる調査項目について、同表（ウ）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦「調査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑪配置図及び各階平面図に指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑫要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件別添2の様式に従い添付してください。

様式第 1 0 号及び様式第 1 1 号を削り、様式第 9 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第10号(第20条関係)

認 定 申 請 書

年 月 日

生駒市長 殿

申請者

住所

氏名

電話番号

1	代理者資格 住所氏名 建築士事務所名	()建築士() 登録第 号 ()建築士事務所 ()知事登録第 号 電話			
2	設計者資格 住所氏名 建築士事務所名	()建築士() 登録第 号 ()建築士事務所 ()知事登録第 号 電話			
3	地名地番				
4	用途地域				
5	防火地域	防火 ・ 準防火 ・ 指定なし			
6	その他の地域、地区				
7	主要用途				
8	工事種別				
		申請部分	申請以外の部分	合計	※
9	敷地面積	m ²		m ²	
10	建築面積	m ²	m ²	m ²	※
11	延べ面積	m ²	m ²	m ²	
12	最高の高さ	m			
13	構造				
14	階数				
15	認定を必要とする理由				
※ 受付欄		※ 決裁欄		※ 認定番号欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員氏名				係員氏名	

(注) ※印のある欄は、申請者において記入しないでください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定（同条第 1 項に係る部分及び同条第 3 項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に 2 項を加える部分に限る。）、第 14 条第 2 項の改正規定、第 15 条の改正規定、別表を別表第 1 とし、同表の次に 1 表を加える改正規定及び様式第 7 号の次に 1 様式を加える改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の生駒市建築基準法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている様式は、改正後の生駒市建築基準法施行細則の規定により提出された様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。